

事業税

本試験問題

〔第一問〕問1

- 問1 個人事業税の課税標準の算定について、次の(1)及び(2)の事項を説明しなさい。
- (1) 所得税の所得の計算の例によらないもの
 - (2) 各種の控除

〔第二問〕問1

【資料】

- 1 A社の第23期事業年度は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までである。
- 2 A社は、電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業（以下「発電事業」という。）及び機械部品の製造業を行っており、期末時点において、X県に本社、工場及び発電所、Y県に営業所及び発電所を設置している。
- 3 A社の令和5年3月31日現在の資本金の額、資本準備金の額及び資本金等の額（地方税法第72条の21第1項本文の規定により計算した金額）は、次のとおりである。

資本金の額	5,000,000,000円
資本準備金の額	100,000,000円
資本金等の額	4,800,000,000円
- 4 A社の第23期事業年度における各事業の収入金額は、次のとおりである。なお、発電事業における収入金額には、X県から交付された補助金5,000,000円が含まれる。

発電事業	25,835,000,000円
製造業	4,532,500,000円
- 5 A社の第23期事業年度における所得金額（法人税法施行規則別表四の合計欄（34）の額）は、334,350,000円である。なお、そのうち発電事業に係る所得金額は283,300,000円、製造業に係る所得金額は51,050,000円である。
- 6 A社の第23期事業年度の法人税の額の計算に当たっては、支払を受けた利子等について源泉徴収された所得税額及び復興特別所得税額16,350,000円について、全額を損金の額に算入している。なお、16,350,000円のうち発電事業に係る金額は15,000,000円、製造業に係る金額は1,350,000円である。

〔第二問〕問1

- 7 A社の第23期事業年度に係る事業別の概況は次のとおりである。

事業区分	所在地	人件費関係	利息関係	賃貸借料関係
発電事業	X県	給与・賞与等 420,000,000円 法定福利費 41,400,000円 企業年金掛金 44,712,000円	借入金利息 330,000,000円 預金利息 40,000,000円	—
	Y県	給与・賞与等 426,000,000円 法定福利費 38,340,000円 企業年金掛金 41,470,000円	借入金利息 121,900,000円 預金利息 10,000,000円	営業所の賃貸料 22,000,000円 借上社宅の賃貸料 4,200,000円（※1）
製造業	X県	給与・賞与等 330,252,000円 法定福利費 36,500,000円 企業年金掛金 39,420,000円 派遣契約料 41,748,000円（※4）	借入金利息 55,700,000円 預金利息 4,500,000円 国債利息 1,500,000円	営業所の一部の賃貸料 10,000,000円（※2） 倉庫の賃貸料 200,000円（※3） 工場敷地の賃貸料 15,200,000円

- ※1 借上社宅の使用料として、2,100,000円を従業員から受け取っている。
※2 X県のA社所有の営業所の一部の賃貸料は、共益費1,200,000円を含む。
※3 当該倉庫の賃貸料は、機械を一時的に保管するため、6月1日から6月15日までの間、倉庫を賃借していたことによるものである。
※4 A社はB株式会社から労働者派遣法に規定する労働者派遣契約に基づく労働者派遣を受けており、当該派遣労働者はA社の業務に従事している。

TAC予想問題

●実力完成答練 第1回 〔第一問〕

次の事項について説明しなさい。

- 問1 個人事業税における各種控除

- 問2 個人事業税における第2種事業

- 問3 個人事業税の課税標準の算定方法

ただし、青色事業専従者控除等及び各種控除については適宜タイトル（解答の柱）を示すだけでよい。また、非課税事業を併営している場合については説明する必要はない。

●直前対策講義 第4回 補助レジュメ

〔資料〕

1. 甲社の当事業年度 令和4年4月1日から令和5年3月31日
2. 甲社の当事業年度に係る電気供給業に係る収入金額は次のとおりである。

(1) 電力料収入	80,000,000,000円
(2) 受取利息及び受取配当	50,000,000円
3. 当事業年度の法人税別表四の合計欄は298,500,000円（内訳：発電事業199,200,000円、製造業99,300,000円）である。
なお、法人税額の計算にあたっては、利子等に対する源泉所得税等3,000,000円（内訳：発電事業2,000,000円、製造業1,000,000円）のうち、1,500,000円（内訳：発電事業1,200,000円、製造業300,000円）を税額控除の対象としている。
⋮
5. 甲社の第15期事業年度終了の日における資本金及び法人税法に規定する資本金等の額はそれぞれ1,800億円及び2,000億円である。

●直前対策講義 第4回 補助レジュメ

4. 当事業年度における報酬給与額、純支払利子及び純支払賃貸料に関する資料

	合 計	発電事業	製造業
報酬給与等	150,000,000円	100,000,000円	50,000,000円
企業年金掛金等	4,000,000円	3,000,000円	1,000,000円
支払派遣料(注1)	5,000,000円	3,000,000円	2,000,000円
受取利息	3,000,000円	2,000,000円	1,000,000円
支払利息	50,000,000円	30,000,000円	20,000,000円
賃貸料(注2)	7,000,000円	5,000,000円	2,000,000円
賃借料(注2)	60,000,000円	50,000,000円	10,000,000円

（注1）労働者派遣法に基づく派遣契約により支出している派遣料である。

（注2）賃貸料及び賃借料はすべて土地及び建物に係る賃貸料及び賃借料であり、それぞれ1月以上の契約に基づくものである。

〔第二問〕問 1

- 8 A社の貸借対照表に記載されている令和5年3月31日現在の固定資産の価額は、次のとおりである。

(単位：円)

所在地	総固定資産	製造業に係る 固定資産	発電事業に係る固定資産	
			発電所用固定資産	
X県	10,360,000,000	1,295,000,000	9,065,000,000	8,880,000,000
Y県	15,540,000,000	—	15,540,000,000	15,230,000,000 (※1)
合計	25,900,000,000	1,295,000,000	24,605,000,000	24,110,000,000

※1 建設仮勘定48,000,000円として経理されている発電所用固定資産を含む。ただし当該固定資産は事業年度終了の日において全て事業の用に供されている。

(注) 各欄の金額は、全て有形固定資産の価額である。

〔第二問〕問 2

- 5 S社の第34期事業年度におけるC国での事業に帰属する所得は64,750,000円(C国において課された法人税等を損金算入する前の所得)である。なお、第33期事業年度においてC国では45,800,000円の欠損を生じている。
- 6 S社の第34期事業年度の法人税の額の計算に当たっては、支払を受けた利子等について源泉徴収された所得税額及び復興特別所得税額17,500,000円のうち15,750,000円を法人税額から控除している。
- 7 S社の第34期事業年度の損益計算書において、租税公課の額としてC国において課された法人税等29,750,000円を計上している。なお、そのうちC国での事業に帰属する部分は27,072,500円ある。
- 8 S社の第34期事業年度におけるC国において課された法人税等のうち、20,825,000円は法人税において税額控除の対象となっている。
- 9 S社の第34期事業年度開始の日から9年以内に開始した事業年度に生じた欠損金額で、過去に繰越控除を受けなかった金額は、62,490,000円である。なお、そのうちC国での事業に帰属する部分は51,849,000円である。

〔第二問〕問 2

- 10 各事業所の各月末日現在の従業員数は次のとおりである。

(単位：人)

所在地	事務所等	令和4年										令和5年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
A県	本社	85	81	81	81	82	82	83	83	83	82	80	81	
	営業所	31	31	32	32	32	31	31	31	(30)	—	—	—	
	工場	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	17	
B県	営業所	—	—	23	23	21	22	22	(21)	—	—	—	—	
	工場	30	24	24	12	12	18	24	24	24	24	24	24	
C国	工場	31	30	30	30	30	31	31	30	30	31	32	30	

(注1) () 内の数値は廃止日現在の従業員数の数値である。

(注2) A県の営業所は令和4年12月31日に廃止した。

(注3) B県の営業所は令和4年6月15日に新設したが、令和4年11月20日に廃止した。

- 11 事業税の税率は、A県は地方税法に定める標準税率、B県は同法に定めるいわゆる制限税率と同一の率である。
- 12 上記以外に考慮すべき項目はない。

●直前対策講義 第4回 補助レジュメ

6. 甲社の当事業年度末日の貸借対照表に記載されている固定資産の価額は、次のとおりである。

(単位：百万円)

区分	発電所用固定資産	総 固 定 資 産
A県	260,000	500,000
B県	130,000	160,000
C県	110,000	140,000
合計	500,000	800,000

●上級演習 第6回〔第三問〕

- (6) 甲社のZ国に係る外国所得の内訳は次のとおりである。
なお、当該所得については外国法人税額を全額損金の額に算入している。
- | | |
|-------------------|--------------|
| Z国の事業に帰属する所得 | 46,169,321千円 |
| Z国の事業に帰属する所得以外の所得 | 4,250,369千円 |
- (7) 甲社のZ国に係る外国法人税額の内訳は次のとおりである。
なお、当該外国法人税額については法人税の計算において全額損金の額に算入している。
- | | |
|----------------------------------|-------------|
| Z国の事業に帰属する所得に対して課せられた外国法人税額 | 5,202,011千円 |
| Z国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課せられた外国法人税額 | 861,547千円 |
- (8) 甲社が当事業年度に係る事業税の所得計算において、第30期の事業税の確定申告において添付した「欠損金等の控除明細書」に記載された控除未済欠損金額の翌期繰越額は8,126千円である。
なお、甲社は当事業年度において、私財提供及び債務免除は受けていない。

●上級演習 第6回〔第三問〕

- 5 甲社の第31期事業年度を含む令和4年4月から令和5年3月の事務所等の所在地及び各月末日の従業員数は次のとおりである。

(単位：人)

業種	所在地	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
本社	W県	316	316	316	312	330	340	340	350	350	321	320	325
工場	W県	1,800	1,900	1,950	1,950	1,950	2,000	2,000	2,000	1,980	1,980	1,980	1,980
工場	X県	125	125	101	95	70	62	62	(61)	—	—	—	—
支店	Y県	110	110	90	90	90	90	85	85	86	81	81	81
工場	Z県	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,560	1,560	1,565	1,560	1,558	1,555	1,555

(注1) W県の工場の各月末日の従業員数には労働者派遣法に基づく、派遣契約により受け入れた派遣労働者55名が含まれていない。

なお、当該派遣契約に基づき支払う支払派遣料は235,100千円であるが、当該金額の75%相当額は【資料】4(1)の金額に含まれている。

(注2) X県の工場は令和4年11月10日に廃止している。なお、() 内の数値は廃止日現在の従業員数である。

(注3) Y県の支店の各月末日の従業員数には丙株式会社から甲社へ出向している5名が含まれていない。また、給与・賞与等については、甲社が負担している。
なお、当該負担額は【資料】4(1)の金額に含まれている。

- 6 事業税の税率は、W県及びX県は地方に定める標準税率であり、Y県は同法に定める標準税率の1.08倍である。
- 7 上記以外に考慮する項目はない。